



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）（取扱課室名） ページ

○ 人事委員会規則	
*22 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	 1
*23 教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	 5
*24 警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	 10
○ 教育委員会規則	
*18 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	 15

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第22号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第6条・第7条 略 第8条 条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第11条の4第1項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 略 2 略 （自転車等使用者に係る通勤手当の額） 第9条 略 （新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第11条 略 2 略 3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第15条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第11条の4第1項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。	（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第6条・第7条 略 第8条 条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第11条の4第4項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 略 2 略 （自転車等使用者の支給額） 第9条 略 （新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第11条 略 2 略 3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第15条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第11条の4第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（支給日等）

第11条の4 条例第15条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、同条第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び同条第4項第1号に定める額の合計額（第12条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第15条第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

2 条例第15条第6項の人事委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 職員に新たに条例第15条第1項の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）第8条に規定する給料の支給日（次号及び次項において「支給日」という。）以後となる場合

(2) 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の支給日以後となる場合（次条第3項第2号又は第3号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

3 条例第15条第6項の人事委員会規則で定める日は、支給日とする。

4 条例第15条第6項の規定により通勤手当を支給する日（以下この項、次項及び第7項において「支給日」という。）までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

5 支給単位期間（第1項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（次項、第12条の2第2項第2号ア及び第13条において「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下この項において「県の休日」という。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を

（支給日等）

第11条の4 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第12条の2第2項第2号及び第13条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）第8条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下この項において「県の休日」という。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支払義務者を異にして異動した場合にあって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支払義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 条例第15条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、同条第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び同条第4項第1号に定める額の合計額（第12条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第15条第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

6. 職員がその所属する給料の支払義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第2項各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支払義務者において支給するものとする。

(1) 職員に新たに条例第15条第1項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第3項第1号若しくは第3号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等 当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支払義務者

(2) 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等 当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支払義務者

7. 前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支払義務者が通勤手当を支給する場合であって、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

（支給の始期及び終期等）

第12条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第15条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

2. 職員に新たに条例第15条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合のうち、その日の属する月においてその日前に当該職員が離職をしていた場合その他の場合で人事委員会が定める場合におけるその日の属する月（前項ただし書に規定するときにあつては、第3条の規定による届出を受理した日の属する月）の支給額は、人事委員会が定める。

3. 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第3条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の

（支給の始期及び終期）

第12条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第15条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2. 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

- (3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして人事委員会が定める場合 人事委員会の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

- 4 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、人事委員会が定める。

（返納の事由及び額等）

第12条の2 条例第15条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係る通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として人事委員会が定める場合に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1)～(4) 略

- 2 条例第15条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (7) (イ)に掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号アにおいて「払戻金相当額」という。）

- (4) 前項第2号に掲げる事由が生じ、前条第3項第1号又は第3号アに掲げる場合に該当した場合であつて、当該事由が生じた日の属する月が前項第2号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係

（返納の事由及び額等）

第12条の2 条例第15条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1)～(4) 略

- 2 条例第15条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、新幹線鉄道等、自転車等又は駐車場等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、新幹線鉄道等、自転車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

イ 略

(2) 略

- 3 条例第15条第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月（前項第1号ア(イ)に掲げる場合に該当する場合にあっては、人事委員会の定める月）の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第12条の3 略

第12条の4 支給単位期間は、第12条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第3項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 月の中途において派遣等となった場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

イ 略

(2) 略

- 3 条例第15条第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第12条の3 略

第12条の4 支給単位期間は、第12条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 月の中途において派遣等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（支給単位期間等の開始に関する経過措置）

- 2 令和8年9月2日から同月30日までの間（以下この項において「特定期間」という。）に職員に新たに職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第15条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の職員の通勤手当に関する規則第12条の4第2項に規定する場合（同条第3項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の職員の通勤手当に関する規則第11条の4第5項に規定する支給単位期間等は、同年10月から開始するものとする。

和歌山県人事委員会規則第23号

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第6条・第7条 略 第8条 条例第15条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第11条の4第1項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 略 2 略 （自転車等使用者に係る通勤手当の額） 第9条 略 （新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第11条 略 2 略 3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第15条の3第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第11条の4第1項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。 （支給日等） 第11条の4 条例第15条の3第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、<u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、同条第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び同条第4項第1号に定める額の合計額（第12条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第15条の3第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。</u> 2 条例第15条の3第6項の人事委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) <u>職員に新たに条例第15条の3第1項の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の教育職員の給与に関する規則（昭</u>	（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第6条・第7条 略 第8条 条例第15条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第11条の4第4項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 略 2 略 （自転車等使用者の支給額） 第9条 略 （新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第11条 略 2 略 3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第15条の3第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第11条の4第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。 （支給日等） 第11条の4 <u>通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第12条の2第2項第2号及び第13条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）第10条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし支給日まで第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。</u> 2 <u>支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が和歌山県の休日であることを定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下この項において「県の休日」という。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。</u>

- 和32年和歌山県人事委員会規則第24号）第10条に規定する給料の支給日（次号及び次項において「支給日」という。）以後となる場合
- (2) 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の支給日以後となる場合（次条第3項第2号又は第3号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）
- 3 条例第15条の3第6項の人事委員会規則で定める日は、支給日とする。
- 4 条例第15条の3第6項の規定により通勤手当を支給する日（以下この項、次項及び第7項において「支給日」という。）までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。
- 5 支給単位期間（第1項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（次項、第12条の2第2項第2号ア及び第13条において「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が和歌山県の休日であることを定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下この項において「県の休日」という。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。
- 6 職員がその所属する給料の支払義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第2項各号に掲げる場合に該当する場合にあつては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支払義務者において支給するものとする。
- (1) 職員に新たに条例第15条の3第1項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第3項第1号若しくは第3号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支払義務者
- (2) 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支払義務者
- 7 前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支払義務者が通勤手当を支給する場合であつて、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

（支給の始期及び終期等）

- 3 職員がその所属する給料の支払義務者を異にして異動した場合にあつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支払義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。
- 4 条例第15条の3第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、同条第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び同条第4項第1号に定める額の合計額（第12条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第15条の3第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（支給の始期及び終期）

第12条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第15条の3第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

2 職員に新たに条例第15条の3第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合のうち、その日の属する月においてその日前に当該職員が離職をしていた場合その他の場合で人事委員会が定める場合におけるその日の属する月（前項ただし書に規定するときにあつては、第3条の規定による届出を受理した日の属する月）の支給額は、人事委員会が定める。

3 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第3条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして人事委員会が定める場合 人事委員会の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

4 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、人事委員会が定める。

（返納の事由及び額等）

第12条の2 条例第15条の3第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係る通勤手当にあつては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として人事委員会が定める場合に属するものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 略

2 条例第15条の3第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第12条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第15条の3第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（返納の事由及び額等）

第12条の2 条例第15条の3第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 略

2 条例第15条の3第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1 か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) (イ)に掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号アにおいて「払戻金相当額」という。）

(イ) 前項第2号に掲げる事由が生じ、前条第3項第1号又は第3号アに掲げる場合に該当した場合であつて、当該事由が生じた日の属する月が前項第2号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、新幹線鉄道等、自転車等又は駐車場等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、新幹線鉄道等、自転車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

イ 略

(2) 略

- 3 条例第15条の3第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月（前項第1号ア(イ)に掲げる場合に該当する場合にあつては、人事委員会の定める月）の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）
第12条の3 略

第12条の4 支給単位期間は、第12条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第3項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 月の中途において派遣等となった場合又は出

- (1) 1 か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 略

(2) 略

- 3 条例第15条の3第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）
第12条の3 略

第12条の4 支給単位期間は、第12条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 月の中途において派遣等となった場合（次項

<u>張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月から開始する。</u>	<u>に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。</u>
	<u>3. 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。
（支給単位期間等の開始に関する経過措置）
- 2 令和8年9月2日から同月30日までの間（以下この項において「特定期間」という。）に職員に新たに教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第15条の3第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の教育職員の通勤手当に関する規則第12条の4第2項に規定する場合（同条第3項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の教育職員の通勤手当に関する規則第11条の4第5項に規定する支給単位期間等は、同年10月から開始するものとする。

和歌山県人事委員会規則第24号

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第6条・第7条 略	（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第6条・第7条 略
第8条 条例第13条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第11条の4第1項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 略	第8条 条例第13条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第11条の4第4項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 略
2 略	2 略
（自転車等使用者に係る通勤手当の額） 第9条 略	（自転車等使用者の支給額） 第9条 略
（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第11条 略	（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第11条 略
2 略	2 略

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第13条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第11条の4第1項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（支給日等）

第11条の4 条例第13条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、同条第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び同条第4項第1号に定める額の合計額（第12条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第13条第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

2 条例第13条第6項の人事委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 警察官に新たに条例第13条第1項の警察官たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）第6条に規定する給料の支給日（次号及び次項において「支給日」という。）以後となる場合
- (2) 警察官に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の支給日以後となる場合（次条第3項第2号又は第3号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

3 条例第13条第6項の人事委員会規則で定める日は、支給日とする。

4 条例第13条第6項の規定により通勤手当を支給する日（以下この項、次項及び第7項において「支給日」という。）までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第13条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第11条の4第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（支給日等）

第11条の4 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第12条の2第2項第2号及び第13条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）第6条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（警察官が離職の日又はその翌日（当該翌日が和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下この項において「県の休日」という。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した警察官には、当該通勤手当をその際支給する。

3 警察官がその所属する給料の支払義務者を異にして異動した場合にあって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に警察官が所属する給料の支払義務者において支給する。この場合において、警察官の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 条例第13条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、同条第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び同条第4項第1号に定める額の合計額（第12条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第13条第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も

- 5 支給単位期間（第1項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（次項、第12条の2第2項第2号ア及び第13条において「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（警察官が離職の日又はその翌日（当該翌日が和歌山県の休日と定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下この項において「県の休日」という。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した警察官には、当該通勤手当をその際支給するものとする。
- 6 警察官がその所属する給料の支払義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第2項各号に掲げる場合に該当する場合にあつては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支払義務者において支給するものとする。
- (1) 警察官に新たに条例第13条第1項の警察官たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第3項第1号若しくは第3号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等当該開始又は改定に係る事実の生じた日において警察官が所属する給料の支払義務者
- (2) 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に警察官が所属する給料の支払義務者
- 7 前項の規定により警察官が異動前に所属していた給料の支払義務者が通勤手当を支給する場合であつて、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

（支給の始期及び終期等）

第12条 通勤手当の支給は、警察官に新たに条例第13条第1項の警察官たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている警察官が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている警察官が同項の警察官たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

- 2 警察官に新たに条例第13条第1項の警察官たる要件が具備されるに至った場合のうち、その日の属する月においてその日前に当該警察官が離職をしていた場合その他の場合で人事委員会が定める場合におけるその日の属する月（前項ただし書に規定するときにあつては、第3条の規定による届出を受理した日の属する月）の支給額は、人事委員会が定める。
- 3 通勤手当は、これを受けている警察官にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

長い支給単位期間とする。

（支給の始期及び終期）

第12条 通勤手当の支給は、警察官に新たに条例第13条第1項の警察官たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている警察官が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている警察官が同項の警察官たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている警察官にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属

- (1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている警察官にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第3条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）
- (2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている警察官にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）
- (3) 月の初日から末日までの期間に警察官に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月
- ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして人事委員会が定める場合 人事委員会の定める月
- イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月
- 4 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、人事委員会が定める。

（返納の事由及び額等）

第12条の2 条例第13条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係る通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として人事委員会が定める場合に係るものを除く。）を支給される警察官について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 略

2 条例第13条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (7) (イ)に掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹

する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（返納の事由及び額等）

第12条の2 条例第13条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される警察官について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 略

2 条例第13条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号アにおいて「払戻金相当額」という。）

- イ 略
- (2) 略
- 3 条例第13条第7項の規定により警察官に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月（前項第1号ア(イ)に掲げる場合に該当する場合にあっては、人事委員会の定める月）の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）
第12条の3 略

- 第12条の4 支給単位期間は、第12条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第3項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。
- 2 月の中途において派遣等となった場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

イ 略

- (2) 略
- 3 条例第13条第7項の規定により警察官に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）
第12条の3 略

- 第12条の4 支給単位期間は、第12条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。
- 2 月の中途において派遣等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。
- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（支給単位期間等の開始に関する経過措置）

- 2 令和8年9月2日から同月30日までの間（以下この項において「特定期間」という。）に警察官に新たに警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第13条第1項の警察官たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている警察官にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は警察官がこの規則による改正前の警察官の通勤手当に関する規則第12条の4第2項に規定する場合（同条第3項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務

に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の警察官の通勤手当に関する規則第11条の4第5項に規定する支給単位期間等は、同年10月から開始するものとする。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第18号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月29日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第6条・第7条 略 第8条 条例第17条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第11条の4第1項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 略 2 略 （自転車等使用者に係る通勤手当の額） 第9条 略 （新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第11条 略 2 略 3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第17条の3第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第11条の4第1項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。 （支給日等） 第11条の4 条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める通勤手当は、<u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、同条第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び同条第4項第1号に定める額の合計額（第12条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単</u>	（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第6条・第7条 略 第8条 条例第17条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第11条の4第4項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 略 2 略 （自転車等使用者の支給額） 第9条 略 （新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第11条 略 2 略 3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第17条の3第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第11条の4第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。 （支給日等） 第11条の4 通勤手当は、<u>支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第12条の2第2項第2号及び第13条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）第6条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。</u>

- 位期間のうち最も長い支給単位期間とする。
- 2 条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 職員に新たに条例第17条の3第1項の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）第6条に規定する給料の支給日（次号及び次項において「支給日」という。）以後となる場合
- (2) 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の支給日以後となる場合（次条第3項第2号又は第3号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）
- 3 条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める日は、支給日とする。
- 4 条例第17条の3第6項の規定により通勤手当を支給する日（以下この項、次項及び第7項において「支給日」という。）までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。
- 5 支給単位期間（第1項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（次項、第12条の2第2項第2号ア及び第13条において「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下この項において「県の休日」という。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。
- 6 職員がその所属する給料の支払義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第2項各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支払義務者において支給するものとする。
- (1) 職員に新たに条例第17条の3第1項の職員

- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下この項において「県の休日」という。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 職員がその所属する給料の支払義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支払義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。
- 4 条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、同条第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び同条第4項第1号に定める額の合計額（第12条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第3項第1号若しくは第3号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支払義務者

- (2) 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支払義務者

- 7 前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支払義務者が通勤手当を支給する場合であって、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

（支給の始期及び終期等）

第12条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第17条の3第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

- 2 職員に新たに条例第17条の3第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合のうち、その日の属する月においてその日前に当該職員が離職をしていた場合その他の場合で教育委員会が定める場合におけるその日の属する月（前項ただし書に規定するときにあつては、第3条の規定による届出を受理した日の属する月）の支給額は、教育委員会が定める。

- 3 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

- (1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第3条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

- (2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

- (3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして教育委員会が定める場合 教育委員会の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事

（支給の始期及び終期）

第12条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第17条の3第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

実の生じた日の属する月の翌月

- 4 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、教育委員会が定める。

(返納の事由及び額等)

第12条の2 条例第17条の3第7項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係る通勤手当にあつては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として教育委員会が定める場合に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 略

- 2 条例第17条の3第7項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) (1)に掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、教育委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号アにおいて「払戻金相当額」という。）

(4) 前項第2号に掲げる事由が生じ、前条第3項第1号又は第3号アに掲げる場合に該当した場合であつて、当該事由が生じた日の属する月が前項第2号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、新幹線鉄道等、自転車等又は駐車場等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、新幹線鉄道等、自転車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

イ 略

(2) 略

- 3 条例第17条の3第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納

(返納の事由及び額等)

第12条の2 条例第17条の3第7項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 略

- 2 条例第17条の3第7項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、教育委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 略

(2) 略

- 3 条例第17条の3第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納

に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月（前項第1号ア(i)に掲げる場合に該当する場合にあっては、教育委員会の定める月）の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、教育委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）
第12条の3 略

第12条の4 支給単位期間は、第12条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第3項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において派遣等となった場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、教育委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）
第12条の3 略

第12条の4 支給単位期間は、第12条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において派遣等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（支給単位期間等の開始に関する経過措置）

2 令和8年9月2日から同月30日までの間（以下この項において「特定期間」という。）に職員に新たに市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第17条の3第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の市町村立学校職員の通勤手当に関する規則第12条の4第2項に規定する場合（同条第3項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の市町村立学校職員の通勤手当に関する規則第11条の4第5項に規定する支給単位期間等は、同年10月から開始するものとする。